

議案第9号

杉並区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例  
杉並区公衆浴場法施行条例（平成24年杉並区条例第46号）の一部を次のよう  
に改正する。

第4条第1項第6号ウ中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

公衆浴場の浴槽水の水質基準を改める必要がある。

杉並区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準(ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。)により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>大腸菌数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。</p> <p>エ 略</p> <p>(7)～(41) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準(ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。)により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>大腸菌群数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。</p> <p>エ 略</p> <p>(7)～(41) 略</p> <p>2及び3 略</p>